



議案第十七号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「量水器は有料貸付とし、給水使用者は保管の責に任ずる。」を「量水器は給水使用者が保管の責に任ずる。」に改める。

第三十三条の見出中「量水器使用料及び」を削り、同条中「量水器使用料」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二十八条関係）

料 金 表

口 経	基 本 水 量	基本料金	超 過 料 金 (一立方メートルにつき)	備 考
一三ミリメートル	八立方メートル	二五〇円	二五円	
二〇	十五	六六〇	三〇	
二五	二五	一、〇〇〇	三〇	
三〇	三〇	一、二五〇	三〇	
四〇	四〇	一、九〇〇	三〇	
五〇	五〇	四、一〇〇	三〇	
七五	七五	五、五〇〇	三〇	
一〇〇	一五〇	八、五〇〇	三〇	
量水器を使用しない水道の料金 単位簡易水道等の使用者一戸につき、年額一七〇〇円に、 当該年度の起債償還額を当該施設の使用戸数で除して得た 額を加算した額				

別表第三中

量水器使用料一個一か月につき	
口 経	金 額
一三ミリメートル	八〇円
二〇	一六〇
二五	二〇〇
三〇	二五〇
四〇	四〇〇
五〇	二、一〇〇
七五	二、五〇〇
一〇〇	三、五〇〇

を削る

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月分の使用料金から適用する。